

この書類を県税事務所に提出すると、自動車税（種別割）の還付金は譲受人に支払われます。よくお読みください。

様式第1号（令和元年10月1日改正）

自動車税（種別割）過誤納金の還付請求権譲渡通知書

年 月 日

茨城県 県税事務所長 殿

《譲渡人（納税義務者）》

住所（所在地） 〒 -

氏名（名称）

代表者名

連絡先（電話番号） () -

印

私は、次の過誤納金（還付加算金を含む）に係る還付請求権を下記の譲受人に譲渡しましたので通知します。

譲受人	住所 (所在地)	〒 -							
	氏名 (名称)	フリガナ			連絡先 (電話番号)	() -			
過誤納還付金	自動車の登録番号				税金の年度 (課税年度)	還付の発生事由及びその年月日			
	水戸 土浦 茨城 つくば			かな			年度	年 月 日 1 抹消 2 超過納付 3 その他 ()	

注意事項

- この書類は、還付原因の発生した日から1週間以内に提出してください。また、還付の発生が確認できる書類(抹消登録や非課税であること等が確認できる書類)を添付してください。
- この書類は、必ず譲渡人(納税義務者)が自署し、登録印(実印)を押印のうえ、印鑑証明書(原本で発行日から3か月以内のもの)を添付してください。
- 譲渡人の住所・氏名が車検証と異なる場合は、住民票謄(抄)本・戸籍謄(抄)本・商業登記簿謄本等(発行日から3か月以内のもの)の変更の事実が確認できる書類を添付してください。また、2週間以内に納付された場合には、領収証書の写しも添付してください。
- 「自動車税減額賦課決定通知書」及び「自動車税過誤納金還付(充当)通知書」は、譲渡人(納税義務者)へ送付します。
- この書類を提出されても、県税の未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により未納の徴収金に充当されることがあるため、過誤納額と還付金額は必ずしも一致しません。
- 上記過誤納金について口座振替を希望される場合は、右記の口座振替申出欄に記入してください。
- 提出先は裏面の管轄県税事務所をご参照ください。

口座振替申出欄

金融機関名	金庫 銀行 本・支店 信用組合		
金融機関コード			
支店コード			
口座種別	1. 普通		2. 当座
口座番号	No.		
フリガナ			
名義人氏名			
※譲受人名義の口座に限ります。			

管轄県税事務所

県税事務所	所在地	電話番号	管轄区域
水戸県税事務所	〒310-0802 水戸市柵町 1-3-1	029-221-6670 (管理課)	水戸市, 笠間市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町
常陸太田県税事務所	〒313-8666 常陸太田市山下町 4119	0294-80-3313 (総務課)	日立市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, ひたちなか市, 常陸大宮市, 那珂市, 東海村, 大子町
行方県税事務所	〒311-3893 行方市麻生 1700-6	0299-72-0041 (総務課)	鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 行方市, 鉾田市
土浦県税事務所	〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26	029-822-7203 (管理課)	土浦市, 石岡市, つくば市, かすみがうら市, つくばみらい市, 龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, 守谷市, 稲敷市, 美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町
筑西県税事務所	〒308-8511 筑西市二木成 615	0296-24-9184 (総務課)	古河市, 結城市, 下妻市, 常総市, 坂東市, 筑西市, 桜川市, 八千代町, 五霞町, 境町

※提出先がご不明な場合は, 税務課 (TEL 029-301-2446) にお問い合わせください。